

労働保険料等の納付は、口座振替納付をご利用ください。

口座振替納付とは、口座振替の納付日にあらかじめ届出いただいた口座から労働保険料等を引き落とし、納付する制度です。金融機関等の窓口に出向くことなく、労働保険料等の納付ができます。一度、口座振替の手続をしていたければ、翌年度（納期）以降も継続して口座振替により納付することができます。手数料はかかりません。

口座振替関係手続きの流れ

1 口座振替納付開始を希望する納期に応じて、以下の申込み締切日までに、申込用紙【労働保険 保険料等口座振替納付書送付（変更）依頼書 兼 口座振替依頼書】に、ご記入いただき、口座を開設している金融機関の窓口にご提出ください。新規登録だけでなく、登録内容変更も申込み締切日までにご提出ください。



2 登録された口座情報について【労働保険料等に係る口座情報登録のお知らせ】をお送りします。登録内容に誤りなどがありましたら、広島労働局 労働保険徴収課に、速やかにご連絡ください。



3 口座振替日のおおむね 10 日前に【労働保険料等に係る口座振替のご案内】をお送りします。登録内容に誤りなどがありましたら、広島労働局 労働保険徴収課に、速やかにご連絡ください。



4 口座振替日からおおむね 1 ヶ月以内に【口座振替結果のお知らせ】をお送りします。（一部の金融機関をご利用の場合は口座振替日の数日後に納付書・領収証書をお送りします）労働保険料等を納付したことの証明書になります。

一度口座振替手続きを行うと登録口座の変更などがない場合、次回からは上記 3・4 のみとなります。

口座振替関係スケジュール

納 期	第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期
申込み締切日 (金融機関窓口あて)	2月25日	8月14日	10月11日	1月7日
労働保険料等に係る 口座情報登録のお知らせ送付	6月初旬	9月下旬	11月初旬	2月下旬
労働保険料等に係る 口座振替のご案内送付	8月末頃	10月下旬	1月下旬	3月中旬
口座振替日	9月6日	11月14日	2月14日	3月31日
口座振替結果の お知らせ送付	9月末頃	11月末頃	2月末頃	4月下旬

第 2 期、第 3 期については、労働保険料の延納が認められた場合に対象となる口座振替日です。第 4 期については、単独有期事業のみ対象の納期となります。申込み締切日、口座振替日が土・日・祝日の場合には、その後の最初の金融機関の営業日となります。

口座振替制度についてよくあるお問い合わせ

Q1 . 申込用紙はどこでもらえますか。

A . 申込用紙は、厚生労働省ホームページおよび都道府県労働局にご用意しています。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/hokenryou/>

厚生労働省 労働保険料 口座振替

検索



Q2 . 口座振替を利用している場合、年度更新申告書は金融機関で提出できますか。

A . 口座振替を利用している場合、年度更新申告書は金融機関では受付することができません。お手数ですが、管轄の労働局、労働基準監督署へご提出ください。

Q3 . 7月10日までに年度更新の申告が間に合わない場合、口座振替されますか。

A . 年度更新申告書提出期間内に年度更新申告書の提出がないと、全期・第1期分の口座振替納付の処理を行うことができませんので、ご注意ください。

Q4 . 口座振替をやめたいのですが、どうすればいいですか。

A . 申込用紙は、厚生労働省ホームページおよび都道府県労働局にご用意しています。

労働保険 保険料等口座振替納付書送付依頼書（解除） 兼 口座振替依頼書（解除）を金融機関にご提出ください。提出日から100日経過後に最初に到来する口座振替分から解除となります。

Q5 . 口座振替の場合、労働保険料等を納付したことの証明書はどうなりますか。

A . 口座振替後にお送りする納付書・領収証書または口座振替結果のお知らせが証明書になります。

Q6 . 口座名義の代表者名が変更された場合、その都度変更届の提出が必要ですか。

A . 口座名義が変更された場合、その都度変更届の提出が必要です。

ただし、金融機関が申込用紙の口座名義（カナ）で代表者名を省いていても、口座振替可能であれば、代表者名を省いて申込用紙の口座名義（カナ）を登録することで、変更届の提出が不要となります。代表者名などを省いていても口座振替が可能かは金融機関にお問い合わせください。

例 口座名義が 株式会社 代表取締役 の場合、

口座名義（カナ）を カブシキガイシャと登録

Q7 . 金融機関はどこでも口座振替可能ですか。

A . 一部の金融機関においては、現在、取り扱いがない場合がございますので、あらかじめご了承ください。取扱金融機関については、事前に厚生労働省ホームページにてご確認ください。

Q8 . 保険関係が廃止又は終了した事業に係る労働保険料等は口座振替されますか。

A . 口座振替できません。お手数ですが納付書などで納付をお願いします。

広島労働局労働保険徴収課
〒730-8538 広島市中区上八丁堀 6-30
広島合同庁舎第2号館4階 (082)221-9246(代)